

令和7(2025)年度第1回みよし市学校給食センター運営委員会 次第

日 時 令和7(2025)年7月2日(水)
午後2時から午後3時まで
場 所 みよし市立学校給食センター
2階研修室

1 あいさつ

2 議事

(1) 令和6(2024)年度学校給食業務報告について(資料1)

(2) 令和7(2025)年度学校給食業務計画について(資料2)

(3) 給食費について(資料3)

令和 7（2025）年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿

任期 令和 6（2024）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 3 1 日

	氏 名	選出区分	備 考
1	黒 田 和 秀	小中学校校長代表	緑丘小学校校長
2	日比野 大 吾	小中学校教頭代表	北中学校教頭
3	足 立 慎 吾	小中学校教務主任代表	三好中学校教務主任
4	天 野 智加子	小中学校養護教諭代表	中部小学校主任養護教諭
5	鈴 木 幹 浩	給食主任	北部小学校給食主任
6	石 井 撰 絵	給食主任	南部小学校給食主任
7	田 村 知 里	給食主任	天王小学校給食主任
8	足 立 綾 香	給食主任	三吉小学校給食主任
9	山 口 さ ち	給食主任	三好丘小学校給食主任
10	西 野 吉 栄	給食主任	黒笹小学校給食主任
11	岩 本 恵	給食主任	南中学校給食主任
12	片 山 萌	給食主任	三好丘中学校給食主任
13	西 田 恵梨菜	小学校 P T A 代表	小中学校 PTA 連絡協議会代表
14	坊 農 由有子	中学校 P T A 代表	小中学校 PTA 連絡協議会代表
15	大 澤 正 彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック 医院長
16	川 島 杉 子	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所 食品安全課長
17	谷 由 扇	保育園父母の会代表	みよし市保育園父母の会 副会長

令和6(2024)年度学校給食業務報告について

1 給食提供実績について

(1) 総括

区分	実施期間	実施日数	給食数
小学校	令和6(2024)年 4 月 8 日 (月) ～令和7(2025)年 3 月 21 日 (金)	195日	759,041食
中学校	令和6(2024)年 4 月 8 日 (月) ～令和7(2025)年 3 月 21 日 (金)	195日	364,778食
保育園	令和6(2024)年 4 月 5 日 (金) ～令和7(2025)年 3 月 21 日 (金)	219日	200,129食
合計	—	—	1,323,948食

(2) 中止

事由	区分	食数	備考
学級閉鎖	小学校	418 食	16日(6月7日～1月21日)
	中学校	0 食	
	保育園	0 食	
	計	418 食	

令和6(2024)年度小中学校別調理数

上段：給食回数
下段：給食数(含保存食)

学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中部小学校	14	19	20	14	0	19	22	18	16	18	18	13	191
	6,945	9,539	10,010	6,846	0	9,276	10,755	8,903	7,926	8,720	8,857	6,186	93,963
北部小学校	15	21	20	14	0	19	22	17	16	18	18	13	193
	10,635	15,141	14,079	10,080	0	13,303	15,701	12,342	11,489	13,080	13,098	9,318	138,266
南部小学校	15	19	20	14	0	19	22	18	16	18	18	13	192
	4,837	6,191	6,540	4,423	0	6,166	6,967	5,868	5,157	5,824	5,798	4,086	61,857
天王小学校	15	21	19	14	0	19	22	17	16	18	18	13	192
	10,943	15,854	13,942	10,531	0	14,302	16,207	12,461	12,008	13,541	13,533	9,668	142,990
三吉小学校	15	19	20	14	0	19	22	17	16	18	18	13	191
	6,149	7,895	8,252	5,878	0	7,776	9,050	7,062	6,615	7,416	7,486	5,350	78,929
三好丘小学校	15	19	20	14	0	19	22	18	16	18	18	13	192
	6,894	8,883	9,291	6,414	0	8,822	10,157	8,367	7,054	8,371	8,481	6,040	88,774
緑丘小学校	14	19	20	14	0	19	22	18	16	18	18	13	191
	4,621	6,445	6,637	4,784	0	6,382	7,499	6,089	5,295	6,130	6,190	4,424	64,496
黒笹小学校	15	19	20	14	0	19	22	18	16	18	18	13	192
	6,226	7,892	8,295	5,633	0	7,900	9,033	7,263	6,566	7,555	7,543	5,368	79,274
給食センター	15	21	20	14	0	18	22	19	16	18	18	14	195
	796	1,138	1,051	751	0	968	1,190	1,042	861	977	983	735	10,492
給食回数合計	133	177	179	126	0	170	198	160	144	162	162	118	1,729
食数合計	58,046	78,978	78,097	55,340	0	74,895	86,559	69,397	62,971	71,614	71,969	51,175	759,041
三好中学校	15	21	20	14	0	19	21	19	16	18	18	13	194
	8,201	11,542	9,764	7,523	0	10,392	11,553	9,865	8,799	9,341	9,739	5,580	102,299
北中学校	15	21	20	14	0	19	21	19	16	18	18	13	194
	8,501	11,916	10,557	7,902	0	10,359	11,446	10,713	8,489	9,570	9,970	5,757	105,180
南中学校	15	19	20	14	0	19	20	19	16	18	18	13	191
	6,104	7,752	7,208	5,682	0	7,728	7,724	7,665	6,450	6,880	7,127	4,142	74,462
三好丘中学校	15	21	20	14	0	19	22	19	16	18	18	13	195
	6,647	9,358	7,727	6,078	0	8,362	9,679	8,424	6,606	7,569	7,839	4,548	82,837
給食回数合計	60	82	80	56	0	76	84	76	64	72	72	52	774
食数合計	29,453	40,568	35,256	27,185	0	36,841	40,402	36,667	30,344	33,360	34,675	20,027	364,778
給食回数合計	193	259	259	182	0	246	282	236	208	234	234	170	2,503
食数合計	87,499	119,546	113,353	82,525	0	111,736	126,961	106,064	93,315	104,974	106,644	71,202	1,123,819

令和6(2024)年度保育園別調理数

上段：給食回数
下段：給食数(含保存食)

保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
城山保育園	17	21	20	22	12	19	22	20	16	18	18	14	219
	2,893	3,556	3,440	3,859	2,112	3,420	3,879	3,520	2,896	3,258	3,294	2,548	38,675
みどり保育園	17	21	20	22	12	19	22	20	16	18	18	14	219
	1,794	2,260	2,200	2,420	1,332	2,090	2,449	2,204	1,808	2,016	1,980	1,540	24,093
わかば保育園	17	21	20	22	12	19	22	20	16	18	18	14	219
	2,778	3,486	3,399	3,806	2,076	3,344	3,736	3,520	2,816	3,168	3,186	2,445	37,760
すみれ保育園	17	21	20	22	12	19	22	20	16	18	18	14	219
	1,873	2,352	2,240	2,508	1,368	2,223	2,535	2,277	1,872	2,070	2,088	1,610	25,016
明知保育園	17	21	20	22	12	19	22	20	16	18	18	14	219
	2,668	3,318	3,300	3,599	1,992	3,154	3,532	3,329	2,688	2,970	2,969	2,282	35,801
打越保育園	17	21	20	22	12	19	22	20	16	18	18	14	219
	2,953	3,717	3,600	3,960	2,160	3,420	3,878	3,478	2,864	3,186	3,132	2,436	38,784
給食回数合計	102	126	120	132	72	114	132	120	96	108	108	84	1,314
食数合計	14,959	18,689	18,179	20,152	11,040	17,651	20,009	18,328	14,944	16,668	16,649	12,861	200,129

2 学校給食センター事業実績について

(1) 学校給食運営事業

総事業費 5,207 千円

区 分	主な事業内容	事業費
手数料	食器等検査、施設衛生管理検査、飲料水水質検査	526,020 円
委託料	給食管理システム保守点検業務委託	323,400 円
	細菌検査業務委託	696,182 円
出資金	みよし市給食協会出資金	3,000,000 円

(2) 給食センター維持管理事業

総事業費 88,046 千円

区 分	主な事業内容	事業費
消耗品費	食缶、バット類、食器かご、プラかご等	2,793,226 円
光熱水費	電気料、ガス料、水道料	45,487,477 円
修繕費	施設等修繕、施設以外修繕	6,218,751 円
	エレベーター停電時自動着床装置用バッテリー等交換修繕	354,200 円
	飲料水給水加圧ポンプユニット部品交換修繕	1,167,100 円
	排煙換気高窓開閉装置ガステイ等取替修繕	499,400 円
手数料	給食費等口座振替手数料、ネットバンキング利用手数料、 煤煙濃度測定手数料	1,185,030 円
委託料	空調設備保守点検業務委託	1,210,000 円
	エレベーター保守点検業務委託	699,600 円
	緑地管理業務委託	3,504,600 円
	床・ガラス・受水槽清掃業務委託	957,000 円
	日常清掃業務委託	915,081 円
測量設計委託料	ガス空調機器更新工事設計業務委託	1,320,000 円
工事請負費	調理場内手洗い設備更新工事	12,364,000 円
備品購入費	蒸気回転釜(2 台)	6,985,000 円

(3) 給食配送事業

総事業費 35,478 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食配送業務委託(長期継続契約) 旧契約期間:令和元(2019)年 9 月 1 日～令和 6(2024)年 8 月 31 日 新契約期間:令和 6(2024)年 9 月 1 日～令和 11(2029)年 8 月 31 日	35,477,750 円

(4) 給食調理等委託事業

総事業費 351,882 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食調理等業務委託	351,881,577 円

(5) 給食協会運営補助事業

総事業費 252,118 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
補助金	給食協会補助金	252,118,459 円

令和7(2025)年度学校給食業務計画について

1 給食提供について(給食数は概算)

区分		給食数／日	実施日数	給食数／年
小学校	8校	3,904 食	195 日	761,280 食
中学校	4校	1,933 食	195 日	376,935 食
保育園	6園	910 食	195 日	177,450 食
合計	—	6,747 食	—	1,315,665 食

2 学校給食センター事業について

新規事業	予算額	概要
ガス空調機器等更新工事	34,430 千円	事務室、理事長室、ミーティングルーム、研修室、更衣室及び調理場内(下処理室、調味料室、検収室)で使用されている空調機器(室内機 15 台、室外機4台)の更新
調理場前室手洗い器取替修繕	4,487 千円	衛生管理上必要な自動水栓仕様の手洗い器の更新工事(全 30 台のうち令和6年度 22 台更新済み)
蒸気回転釜(4台)の更新	16,720 千円	老朽化による更新 (全 11 台のうち令和6年度2台更新済み、次年度以降5台更新予定)

継続事業	予算額	概要
給食用非常食(救給カレー)	—	給食センター施設が使用できない場合に備え、令和5年度より毎年購入。10月10日に防災の日の給食として提供する。喫食数を追加購入する。

給食費について

1 給食に係る費用負担(学校給食法第 11 条及び学校給食法施行令第 2 条)

給食の食材料費は保護者負担

学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費は市の負担

2 給食費の推移

給食費＝保護者負担		令和5年4月	令和 5 年 7 月	令和6年4月	令和7年4月
小学校	食材料費	260 円	290 円	300 円	320 円
	給食費	240 円	240 円	0 円	0 円
	市補助	20 円	50 円	300 円	320 円
中学校	食材料費	295 円	330 円	340 円	365 円
	給食費	270 円	270 円	0 円	0 円
	市補助	25 円	60 円	340 円	365 円

※ 平成 24 年 4 月給食費改定。食材料費＝給食費(市補助 0 円)。

※ 令和 5 年 4 月分より、教職員等は食材料費の全額負担(市補助 0 円)。

※ 令和 6 年 1 月分より、児童・生徒の給食費は徴収しない(無償提供、全額市補助)。

3 物価上昇による影響(前年度と比較(税抜き))

給食の献立は、主食(白飯・パン)、牛乳、副食で構成されています。

小学校高学年	令和 6 年度	令和 7 年度	増減 (R7－R6)	備考
白飯	57.81 円	72.55 円	14.74 円	県下統一価格
パン	54.10 円	56.52 円	2.42 円	県下統一価格
牛乳	61.70 円	63.53 円	1.83 円	県下統一価格
白飯 + 牛乳	119.51 円	136.08 円	16.57 円	
パン + 牛乳	115.80 円	120.05 円	4.25 円	

4 今後の検討事項

(1)適正な価格の維持

- ・市の補助が十分でない場合、学校給食摂取基準を満たすことが難しくなる。
- ・使用する食材が安いものに限られ、決まった食材ばかりを使用することとなる。
- ・節目や行事のお祝い、給食を楽しく食べるために必要なデザートなどが出せなくなる。
- ・地場産物(産地を選ばない場合より高値になる場合がある)や加工食品の使用頻度が限られる。

(2)食材料費の値上げ

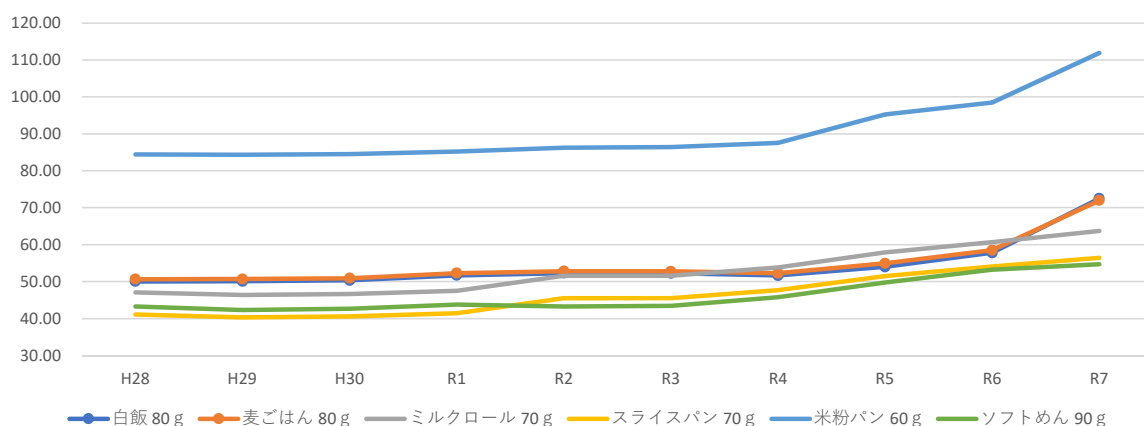
- ・想定より白飯の価格が上がってしまい、副食に使用できる金額が減っている。

◆食材料費における物資価格推移について

【主食・牛乳の価格推移】1食当たり(円)税抜

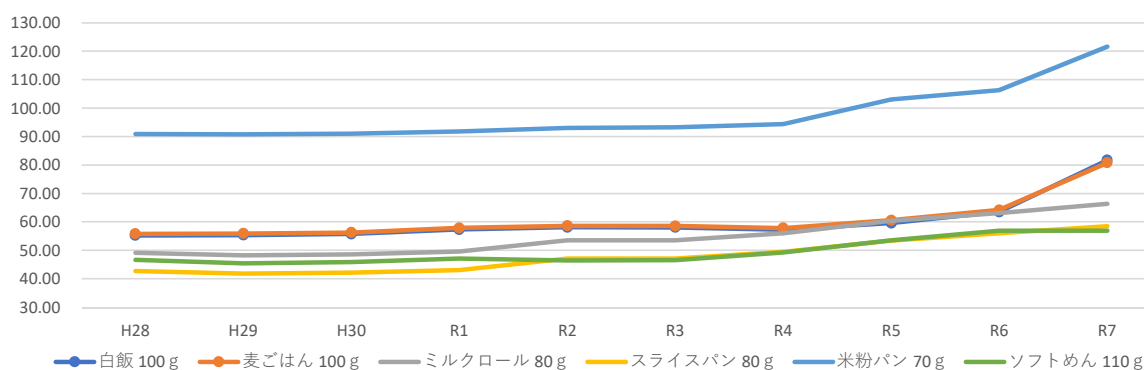
主食(小学校)		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
白飯	80g	50.04	50.10	50.36	51.67	52.28	52.24	51.64	53.98	57.81	72.55
麦ごはん	80g	50.65	50.70	50.89	52.29	52.82	52.79	52.27	54.92	58.51	72.01
ミルクロール	70g	47.11	46.42	46.64	47.51	51.60	51.62	53.86	57.90	60.68	63.78
スライスパン	70g	41.07	40.37	40.59	41.45	45.54	45.56	47.68	51.47	54.10	56.52
米粉パン	60g	84.39	84.35	84.50	85.17	86.29	86.45	87.59	95.23	98.46	111.96
ソフトめん	90g	43.30	42.39	42.64	43.75	43.29	43.42	45.75	49.72	53.21	54.76
牛乳	(小中同価格)	47.42	47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20	61.70	63.53

小学校食材料費の推移

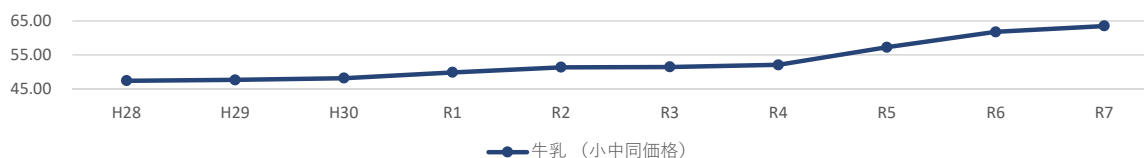


主食(中学校)		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
白飯	100g	55.28	55.35	55.76	57.30	58.10	58.04	57.22	59.57	63.50	81.67
麦ごはん	100g	55.86	55.93	56.26	57.91	58.61	58.56	57.85	60.58	64.21	80.83
ミルクロール	80g	49.14	48.34	48.60	49.56	53.57	53.58	56.05	60.35	63.10	66.36
スライスパン	80g	42.69	41.88	42.15	43.09	47.10	47.11	49.43	53.46	56.04	58.52
米粉パン	70g	90.89	90.83	91.03	91.77	93.06	93.23	94.42	102.99	106.27	121.68
ソフトめん	110g	46.63	45.49	45.85	47.10	46.49	46.60	49.27	53.52	56.90	56.90
牛乳	(小中同価格)	47.42	47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20	61.70	63.53

中学校食材料費の推移

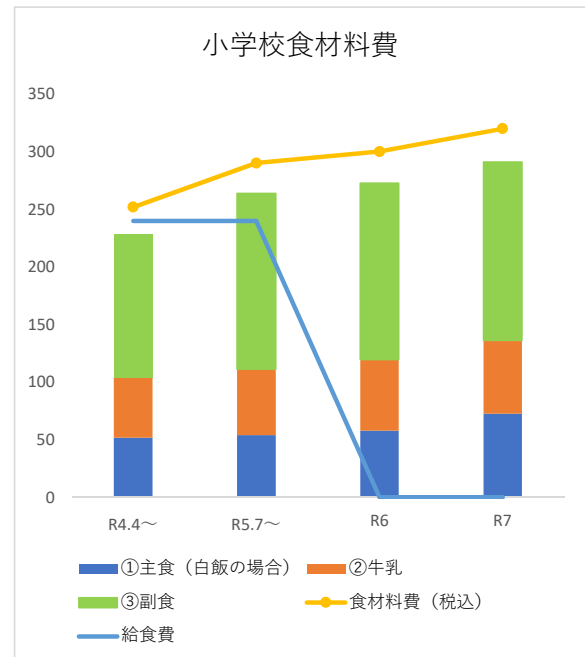


牛乳価格の推移

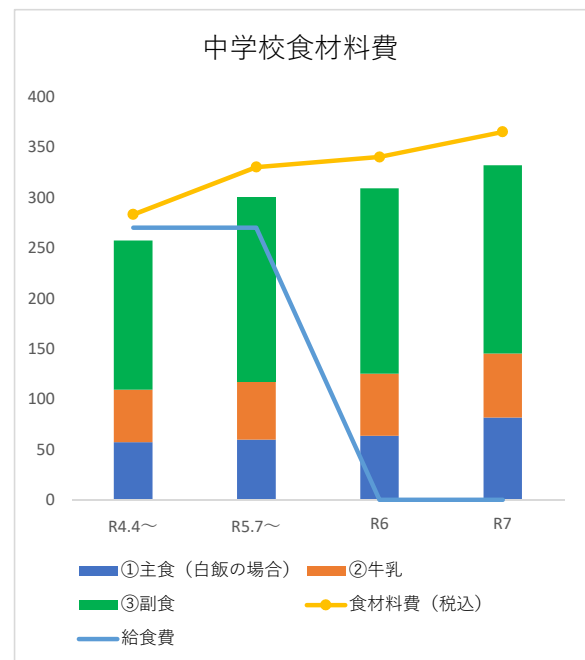


【食材料費割合の推移】1食当たり(円)

小学校	R4.4～	R5.7～	R6	R7
①主食(白飯の場合)	51.64	53.98	57.81	72.55
②牛乳	52.01	57.20	61.70	63.53
③副食	124.92	152.45	153.21	154.83
食材料費(税込)	252	290	300	320
給食費	240	240	0	0
みよし市補助額	12	50	300	320



中学校	R4.4～	R5.7～	R6	R7
①主食(白飯の場合)	57.22	59.57	63.50	81.67
②牛乳	52.01	57.20	61.70	63.53
③副食	147.91	183.23	183.89	186.62
食材料費(税込)	283	330	340	365
給食費	270	270	0	0
みよし市補助額	13	60	340	365



○みよし市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第35号）

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例(昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよし市の認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 機罐士
- (5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。

- (2) 給食費に関すること。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関すること。
- (4) その他学校給食に関すること。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
- (2) 学校の教頭の代表
- (3) 学校の教務主任の代表
- (4) 学校の養護教諭の代表
- (5) 学校の給食主任
- (6) 小学校のPTAの代表
- (7) 中学校のPTAの代表
- (8) 学校の校医
- (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
- (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
- (2) 生徒等 日額270円以内

2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものと

する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則（昭和48年教委規則第1号）、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則（昭和48年教委規則第2号）は、これを廃止する。

附 則（昭和53年6月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月19日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月16日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。